

別表第1(第4条、第5条、第11条、第12条関係)

本別表は、令和2年9月30日以前に交付決定した事業に適用する。

事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象事業及び補助対象経費	補助要件	補助率	補助上限	
水産加工施設等整備事業	水産加工施設等が立地する市町村	補助事業者が策定するクラスタープランに位置付けられた水産加工施設等を整備する企業	1 対象となる事業 水産加工施設及びその関連施設の新増設 2 補助対象経費 (1)土地の取得に要する経費 (2)建物及びその附属設備の整備に要する経費(※1) ・交付決定から操業開始後6か月までの間に取得したもの (3)建物及びその附属設備等の実施設計及び施工監理に要する経費 (4)建物及びその附属設備等以外の減価償却資産の取得に要する経費(※1) ・交付決定から操業開始後6か月までの間に取得したもの	基礎	1 投下固定資産額が5,000万円以上 2 県内新規雇用者が5名以上 3 立地先の補助事業者が策定するクラスタープランに位置付けられ、かつ、補助事業者が当該クラスタープランの核となる水産加工施設として認められたもの 4 主要な加工原魚に占める地域資源の割合が60%以上	100分の15	50億円 (交付決定額が10億円を超える場合は、単年度あたり10億円を限度として複数年度にわたり分割交付する。)
				基本加算 用地取得	新たに取得又は賃借した用地へ加工施設等を新設する場合	100分の5	
				基本加算 用新規大雇	投下固定資産額1億円以上、かつ、県内新規雇用者15名以上(※2)	100分の5	
				特別加算	操業開始後3年以内に以下の要件を満たすこと(※5) 1 必須要件((1)、(2)の要件をともに満たすこと) (1)投下固定資産額が2.5億円以上 (2)主要な加工原魚に占める地域資源の割合が80%以上 2 選択要件((1)又は(2)のいずれかの要件を満たすこと) (1)加工施設全体の製造品出荷額等に占める輸出の割合が60%以上かつ次のア及びイの要件を満たすこと ア プリ又はマダイを含む2魚種以上を輸出すること イ プリ又はマダイの輸出割合(プリ又はマダイの輸出額/プリ又はマダイの製造品出荷額等)が60%以上であること (2)加工施設全体の輸出に係る製造品出荷額等が10億円以上かつ次のア及びイの要件を満たすこと ア プリ又はマダイを含む2魚種以上を輸出すること イ プリ又はマダイの輸出額が3億円以上であること	100分の10	
特別加算(※3、※4)	操業開始後3年以内に以下の要件を満たすこと(※5) 1 必須要件((1)、(2)の要件をともに満たすこと) (1)投下固定資産額が5億円以上 (2)主要な加工原魚に占める地域資源の割合が90%以上 2 選択要件((1)又は(2)のいずれかの要件を満たすこと) (1)加工施設全体の製造品出荷額等に占める輸出の割合が80%以上かつ次のア及びイの要件を満たすこと ア プリ又はマダイを含む2魚種以上を輸出すること イ プリ又はマダイの輸出割合(プリ又はマダイの輸出額/プリ又はマダイの製造品出荷額等)が80%以上であること (2)加工施設全体の輸出に係る製造品出荷額等が20億円以上かつ次のア及びイの要件を満たすこと ア プリ又はマダイを含む2魚種以上を輸出すること イ プリ又はマダイの輸出額が6億円以上であること	100分の20					
雇用奨励金		対象となる雇用者(以下の要件を全て満たすこと) 1 1週間当たりの所定労働時間が30時間以上の者 2 県内に住所を有する者 3 6か月以上継続雇用された者 4 概算払請求時または実績報告時点に在職している者 ただし、※2に該当する移住者は対象に含まない	対象となる雇用者1名当たり100万円				

※1 補助対象経費の(2)及び(4)に定める経費には、法人税法(昭和40年法律第34号)第64条の2第3項に規定するリース取引によるものを含むものとする。

※2 県外の自社及び関連会社から住民票の異動を伴って1年間以上移住させる者を3名まで含むことができる。

※3 輸出促進特別加算を適用しようとする場合は、基礎要件及び基本加算のうち新規雇用拡大要件を満たしていなければならない。

※4 輸出促進特別加算の適用の可否については、高知県水産加工施設等整備事業費補助金輸出促進加算取扱要領に基づく審査会の意見を踏まえ知事が決定することとする。

※5 輸出促進特別加算については、急激な為替変動や輸出入規制の強化・見直しなどの取引条件の大幅な変化、震災、天候不順、赤潮又は魚病の発生などにより当該輸出加算の要件が3年以内に達成できない場合に限り、さらに3年間達成期限を延長することができるものとする。